

日本公認会計士協会事務局における  
「出勤者数の削減に関する実施状況」について

2021年5月24日

本会では、会員に対して、政府の方針(注1)を踏まえて新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン(注2)を策定して周知するとともに、会館来館者やスタッフに対しても、感染リスクを最小限にするなど、今日まで様々な感染防止策に取り組んでおります。

現在、政府は、各事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を、各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請しております(注3)。

このような動向を踏まえ、本会では、スタッフの出勤者数の削減に関する実施状況について、以下のとおり、お知らせします。

- ・ スタッフは、特段の事情がない限り在宅勤務とし、出勤の割合の目標を3割以下としております。(注4)
- ・ 本会スタッフの在宅勤務の状況については、年初に1都3県を対象として発令された2回目の緊急事態宣言から現在までの間、業務の種類によって在宅勤務との親和性の高低があるものの、概ね40%の出勤率で推移しております。
- ・ 具体的な取組については、以下のようなものがあります。(注4)
  - － 出勤する場合には、シフト勤務や休日の振替を活用し通勤時の混雑を避けるほか、大会議室で業務を行う等、三密を避ける。
  - － 出勤スタッフは、業務上必要な場合を除き、遅くとも20時までに退勤する。

本会は、引き続き、在宅勤務を中心とした人と人との接触の抑制により一層努めるとともに、感染拡大防止に対するさらなる注意喚起に取り組んでまいります。

(注1)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」政府

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210514.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210514.pdf)

(注2)「日本公認会計士協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

<https://jicpa.or.jp/news/information/files/0-99-0-2-20210118.pdf>

(注3)「出勤者数の削減に関する実施状況の公表・登録」経産省

<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

(注4)「緊急事態宣言中の会務について」協会

<https://jicpa.or.jp/news/information/files/0-99-0-2a-20210427pdf.pdf>

以 上